

「県内産地直売施設間の商品交流フェア（販売会）」実施要領

1 趣旨

当協会では青森県からの委託事業として、平成26年度から「県内産地直売施設間の商品交流」を推進しています。同事業の一環として、地域の商品だけでは品揃えが厳しくなる冬期間の商品交流を促進させるため、商品交流フェア（販売会）を開催する産地直売施設の支援を行う。

2 商品交流事業について

(1) 商品交流は相互交流のほか、仕入れのみも可とする。

(2) 対象商品は、生鮮品・加工食品とする。

※冬場の野菜について、「道の駅しちのへ」「道の駅とわだ」が販売可能となっている。

参考：販売可能商品

道の駅しちのへ：長芋、ごぼう、人参、にんにく、赤カブ等

道の駅とわだ：長ネギ、アピオス、キャベツ、小松菜、西洋野菜等

※商品は、時期や天候などの生育状況により変動することがあります。

(3) 取引条件については、各産直間の交渉によりそれぞれで決定する。

3 産直交流フェア（販売会）について

(1) 平成30年12月1日（土）～平成31年2月15日（金）までの間の複数日とし、各産直施設が設定する。

(2) 土日等の場合は2回以上、長期の場合は1ヵ月以上は開催すること。

【例1】土日等の場合

12月8日（土）～9日（日） 2日間

1月12日（土）～14日（月・祝） 3日間

2月9日（土）～11日（月・祝） 3日間

【例2】長期の場合

12月1日（土）～1月30日（日）まで毎日

(3) フェア期間中は商品交流コーナーを設置する。

※商品交流コーナーとは、平台又は棚を割り振りするなどし、消費者に産直交流商品のコーナーとわかるようにすること。

(4) 販売商品には、POP等で出品産直施設の名称を表示する。

4 協会の支援

新たに交流商品の販売を行う産直施設に対して、次の支援を行います。

- (1) 交流商品の販売促進につながる販促品を支援します。
 - ① 販促品については購入者に対する景品とする。景品は県産品に限る。
 - ② 1産直施設につき、フェア1回開催ごとに10,000円(税込)を上限とし3回までとする。長期で実施する場合は、別途協議する。
 - ③ 経費については、実績報告提出後に精算払いとする。
 - ④ ただし、景品表示法の範囲内とする。
- (2) 販促グッズとして「のぼり」を提供します。
- (3) フェア開催について、市町村の広報誌に掲載依頼する。

5 報告事項

(1) 報告内容

- ① 商品交流販売品目及びその発注額、販売額、ロス額
- ② 輸送方法とその経費
- ③ 商品交流コーナーの写真

(2) 報告期限

フェア終了後2週間以内。

6 募集施設数

県内産直施設5ヵ所程度

7 その他

様式については別途定める